

イメージ  
(2月17日時点)

# 令和元年台風15号等 への対応に関する検証 (最終報告)

令和2年 月 日

千葉県

## 2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

### （6）医療救護

#### <検証の視点>

- ① 医療救護活動を関係規程等に沿って行うことができたか。

#### 【関係規程等】

##### 地域防災計画

#### ○医療救護

- ・市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。
- ・県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。
- ・発災時には、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- ・各健康福祉センター（保健所）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

#### ○発災時の活動

- ・県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。
- ・災害医療本部内にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。
- ・市町村及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

#### ○医療救護活動の実施

- ・知事は、市町村長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を行う。
- ・知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。
  - a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
  - b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
  - c 医療チームの編成、派遣に関すること。
  - d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
  - e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。
  - f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
  - g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

#### ○応援要請

- ・知事は、必要に応じて、DMA T及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。
- ・知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。
- ・知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

## 【対応状況（台風15号関係）】

### ○被災前の対応

- ・ 9月6日（金）に担当課の連絡体制及び配備体制（参集職員）の確認を行った。

### ○被災後の対応

- ・ 9月9日（月）7：15、EMIS（Emergency Medical Information System：広域災害救急医療情報システム）を災害モードに設定し各病院の個別の被災状況把握を開始した。
- ・ 9月9日（月）正午、EMISの情報を基に、県庁内に災害医療本部を立ち上げ、更にその中にDMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）調整本部を設置し、各地域のDMAT活動拠点本部（※）、健康福祉センター等と連携しながら、連絡が取れない医療機関について現地確認などを行い、電源車・水・物資等の供給調整や搬送等の支援を実施した。
  - ※千葉大学附属病院内（千葉市中央区）、君津中央病院内（木更津市）、日本医科大学千葉北総病院内（印西市）、旭中央病院内（旭市）。
- ・ 9月9日（月）13：30、部長室・部内課長をメンバーとした健康福祉部会議（臨時会議）を開催し、被害・対応状況等の確認・情報共有を図るとともに、今後の支援策や職員体制等について協議を行った（以降随時、健康福祉部会議を開催）。
- ・ なお、今回の災害では、地域防災計画で規定されている多数傷病者に対応する救護班は組織せずに、県内外のチームで構成されたDMATや日本赤十字社、JMAT（Japan Medical Assistance Team：日本医師会災害医療チーム）の医療救護班等のみで対応した。
- ・ 人工呼吸器装着患者等の重症者については、DMAT活動拠点本部による管下病院調査により、完全停電の病院や自家発電稼働病院における搬送需要が抽出され、DMAT車両や消防救急車等により搬送した。
- ・ 在宅で人工呼吸器等を装着している指定難病患者等については、9月9日（月）被災地域の健康福祉センターにおいて、安否確認と電源確保等必要な支援を行った。また、11日（水）、日本ALS協会（※）千葉支部事務局長より、会員に特段の問題がなかったことの報告を受けた。 ※ALS：筋萎縮性側索硬化症
- ・ なお、災害時避難行動要支援者の安否確認について、停電発生地域の市町に対して職員を派遣し、連携して把握に努めた。

	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14		
	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
気象・東電発表				5:00 台風15号千葉県上陸 14:30 停電復旧見込み「千葉県南部は本日中の全面復旧は困難な見通し」	17:00 停電復旧見込み「今夜中に12万軒まで縮小」	18:30 停電復旧見込み「千葉市エリアは12日、残るエリアは13日以降」		18:00 停電復旧見込み「地域別に、3日以内、1週間以内、2週間以内」			
本部ほか			12:58 情報収集体制（自動配備）		9:00 災害対策本部設置  9:15 本部会議①	17:30 本部会議②		16:45 本部会議③			
健康福祉部会議等	配備見込みを部内に周知			8:59 被害状況確認を指示  13:30 部内会議 ・被災状況の情報共有、対策を指示	10:30 部内会議 ・要支援者安否確認を指示	8:45 部内会議 ・社会福祉施設における状況確認や、熱中症対策を指示  ・在宅避難行動要支援者への緊急安否確認依頼を市町村に通知	8:45 部内会議 ・保健活動の充実や、社会福祉施設支援を指示  9:30 職員による連絡不能施設訪問調査	8:45 部内会議 ・君津・安房健康福祉センターへの応援体制を指示 ・連休中の体制確保を指示	・在宅要支援者等の安否確認のための職員派遣を開始		
医療救護	配備体制（参集職員）の確認  9/6・7DMATと医療救護訓練の実施			7:15 EMISを災害モードに設定し、病院の被災状況の把握開始  12:00 災害医療本部設置  12:00 DMAT調整本部、活動拠点本部設置	災害医療本部 (電源車・水・物資等の供給調整、搬送等の支援を実施)						
					DMAT (情報収集、搬送支援、医学的な知見に基づく助言を実施)						
調整				厚労省と県外DMATの派遣調整		看護協会に看護職員の派遣要請	医師会にJMATの派遣要請				

【参考】

- 各病院の被災状況等（令和元年9月10日9時現在、第1回千葉県災害対策本部会議資料（9/10）より）
  - ・災害拠点病院（26か所）：発電機対応2病院（君津中央病院・千葉県循環器病センター）、貯水対応中1病院（東千葉メディカルセンター）
  - ・医療（313機関）：要支援73か所（うち停電70か所。うち断水33か所。）
- DMAT活動事例
  - ・病院スクリーニング、転院搬送等の支援活動を実施。
  - ・停電等に伴い、君津市内の病院から99名の患者を搬送。

○ 以下のとおり、発災直後の9月9日の時点で、EMISによる被災状況等の情報に基づき、災害医療本部を立ち上げ、電源車、水、物資等の供給調整、搬送等の支援に着手するとともに、DMAT調整本部を立ち上げ、情報収集、搬送支援、医学的知見に基づく助言を実施した。

また、厚生労働省ほか関係機関に対し、県外DMAT、看護職員、JMATの派遣要請を適時、実施した。

○ 今後、長期化を想定した職員交代体制の構築や、迅速な支援に繋げることができるよう情報収集・共有の方法等について、一部改善が必要である。

### 【検証項目】

ア 医療機関等の被害状況等を把握し、支援を実施することができたか。

### 【評価・分析】

ア 9月6日、7日に、大規模地震を想定した医療救護訓練（DMATとEMIS活用を含む）を実施し、発災時に実施すべき事項やEMIS代行入力方法などに対する関係職員の理解が深まっていたため、本部組織の立ち上げを迅速に行うことができた。

台風15号の直撃により当初の計画よりも公共交通機関の運休が長引き、職員の参集に時間を要した。県庁近隣在住の職員だけでの対応にならないよう、状況に応じて事前の宿直等が必要であった。当初、停電は短期間で復旧する可能性が示唆されていたが、復旧見込みにずれが生じて長期化したことで、職員シフト体制に無理を生じた。

災害対策本部に対する支援要請の仕組みは構築されているが、対応結果に係る情報のフィードバックのルートが明確になっていない。

EMISは被災状況の把握には優れているが、支援にあたって必要な基本的情報（自家発電機の機能や燃料保有状況、受水槽の有無、備蓄状況、透析医療の実施など）をあらかじめ登録する機能がない。

イ マニュアルでは、人工透析に関する施設情報（透析実施の可否、各種支援要請等）については、日本透析医会災害時情報ネットワークより情報収集を行うこととなっているが、情報収集の詳細や患者支援を含めた対応などが明確になっていない。

### 【解決の方向性】

- 関係職員が参集できない状況や、対応が長期化することを想定し、年度当初に健康福祉部全体で、EMISの操作方法を含む災害医療本部の業務に関する研修を実施するとともに、長期スパンでの業務継続に必要な交代体制を構築する必要がある。  
  
また、通信障害を含む大規模災害発生時において被災地の状況確認をスムーズに行うことができるよう、職員等による現地確認体制の構築や、複数の通信手段の確保などが必要である。
- 計画やマニュアル等において、支援要請のルートだけでなく、対応結果についても関係者間で共有できるよう、整理が必要である。
- 支援に当たって必要となる基本的情報をあらかじめ共有しておくことができるよう、国に対してEMISの機能改善を求める。
- 人工透析患者等の安否確認や対応については、今回の災害対応を踏まえて、関係団体との連携を確認するとともに、マニュアル等の見直しを行う。

### 【台風19号、21号に伴う大雨関係への対応について】

- 台風15号における災害対応を踏まえ、台風19号への対応に当たっては、事前にタイムラインを作成し、各課の体制・初動オペレーションを確認するとともに、通信手段の途絶等による医療機関・社会福祉施設等の状況把握を行うことができるよう「健康福祉部現地情報連絡員」として、各健康福祉センター職員を指定し衛星電話を配備した。医療機関の情報収集については、EMIS登録医療機関に加え、無床の透析医療機関等にも範囲を拡大した。
- また、台風21号に伴う大雨対応においても、連絡体制や電源・給水要請ルート等が明確になっていたことから、被災医療機関に対して円滑に必要な支援に繋ぐことができた。

## 【台風19号、21号に伴う大雨関係への対応状況】

	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16
	火	水	木	金	土	日	月・祝	火	水
台風	14:51 消防庁警戒 情報				6:41 大雨 暴風警報				
配備 体制	16:00 防災 対策推進会 議	13:30 本部会議⑦		13:30 本部会議⑧ 県職員を全 市町村派遣	10:00 本部会議⑨ 19:30 本部会議⑩	11:30 本部会議⑪ 17:00 本部会議⑫	13:00 本部会議⑬		
	災害対策本部（第1配備） ～10/11(13:25)			災害対策本部（第2配備） 10/11(13:25)～10/15(16:30)				（第1配備） 10/15(16:30)	
健康 福祉 部会 議等	8:00 部内会議 ・災害対応タ イム作成を 指示  16:45 部内会議 ・防災対策推 進会議情報 共有	マニュアル の再周知	10:00 部内会議 ・初動パレージ ョンを確認  16:00 部出先機関 長会議 ・体制確認 ・現地情報法 連絡員指定 →衛星電話 配付	16:00 部内会議 ・体制確認	15:00 部内会議 ・被災情報共 有 ・浸水想定域 施設の洗い 出しを指示	8:30 部内会議 ・保健師活動 計画の早期 作成を指示  15:00 部内会議 ・避難長期化 への対応を 指示	15:00 部内会議 ・避難所情報 の共有 ・社会福祉施 設への電源 車再要請を 指示	8:45 部内会議 ・避難所情報 の共有 ・社会福祉施 設への電源 車再要請を 指示	8:45 部内会議 ・被災者支援 を再指示
医療 救護	配備体制の 確認  医療機関に 対し備蓄等 の用意を注 意喚起  医療機関へ の電源車等 の要請方法 等を確認	タイムラインの作 成	医療機関に 連絡先、自 家発電・貯 水状況等を 事前調査 (～11日)  災害対応職 員に EMIS 使用方法等 を徹底  看護協会と 看護師派遣 調整	災害医療本 部体制を再 構築  医療電話相 談窓口を報 道投げ込み  三連休体制 の確保、備 蓄状況等の 確認	8:30 災害医療コー ディネーターを 招集  10:01 DMAT 調 整本部、県 内9か所に 活動拠点設 置  11:56 DMAT 待 機要請	10:00 連絡が取れ ない有床診 療所への現 地確認を保 健所に依頼  20:00 利根川浸水 区域医療機 関に注意喚 起	13:00 医療機関に 急な停電対 応を注意喚 起  DMAT調整 本部及び活 動拠点本部 を、保健所 を中心とし た体制に移 行		
	被災状況等を EMIS や電話により確認、被災医療機関への必要な支援を関係機関を通じて要請								

### 【参考】

○各病院の被災状況等（令和元年10月13日現在、第11回千葉県災害対策本部会議資料（10/13）より）

- ・災害拠点病院（26か所）：停電・断水等なし
- ・医療（419か所）：停電6か所（うち1か所の一部病棟で停電による断水）

	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
	木	金	土	日	月
台風	17:00 気象庁：25日夜にかけて大雨。関東地方の多いところで総雨量200～300ミリ	8:20 大雨警報・洪水警報 10:30 加茂川氾濫危険情報（以降、一宮川、村田川、養老川、小櫃川等）			
配備体制	13:30 配備体制確保を周知 17:57 気象情報の提供（関東地方の降雨見通しが前報より悪化）	14:00 本部会議⑮	9:00 本部会議⑯	9:00 本部会議⑰	
	災害対策本部（第1配備） ～10/25(17:00)		災害対策本部（第2配備） 10/25(17:00)～10/30(17:00)		
健康福祉部会議等	13:54 部内に配備体制の確保を周知 18:06 部内に気象情報を周知	11:40 部内に所管施設の河川氾濫・土砂崩れへの警戒を依頼 14:30 部内会議 ・避難指示区域等の施設対応を指示	10:45 部内会議 ・茂原・長柄の施設支援を指示 ・浸水等に伴う感染症対策を指示	10:00 部内会議 ・印旛沼水位上昇への警戒を指示 ・被災施設の支援ニーズ把握や、被災者の健康被害対応を指示	
医療救護	配備体制の確認		浸水被害の医療機関に職員が訪問調査		
	被災状況等を EMIS や電話により確認、被災医療機関への必要な支援を関係機関を通じて要請				

### 【参考】

○各病院の被災状況等（令和元年10月26日現在、第16回千葉県災害対策本部会議資料（10/26）より）

- ・災害拠点病院（26か所）：浸水1か所（千葉県循環器病センター）
- ・医療（419か所）：浸水2か所（うち、1か所停電）

※浸水が確認された医療機関については、随時電話によって入院診療に支障が出ていないことを確認。





## 2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

### （7）社会福祉施設への支援

#### <検証の視点>

- ① 社会福祉施設への支援を関係規程等に沿って行うことができたか。

#### 【関係規程等】

##### 健康福祉部災害対応マニュアル

#### ○班体制

県災害対策本部が設置された場合、災害健康福祉部（災害対策本部健康福祉部）に調整、医療、保健及び福祉の部門ごとに、「総合調整班」、「災害医療班」、「災害保健班」及び「災害福祉班」の4つの班を設置し、部門ごとの連携強化を図り、迅速かつ的確に災害対策を実施する。

#### ○災害福祉班

次長（事務）を班長とし、健康福祉指導課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課及び障害福祉事業課の職員をもって構成し、主に被災者の福祉に関する災害対策を実施する。また、健康福祉指導課は、班の連絡調整担当課として班内を調整する。

#### ○災害福祉班の業務（社会福祉施設関連の業務を抜粋）

<対象施設> 救護施設、保育所等、児童養護施設等、高齢者福祉施設、障害者（児）福祉施設

<主な業務>

- ・社会福祉施設等の被害状況等の調査に関すること

大規模災害発生時において、必要な災害対策を実施するため、施設の被害状況等を調査する。各担当課から関連施設に対し、下記事項の調査を依頼する。

- ① 施設の被害状況（人的、物的）
- ② 入所者（利用者）の避難の要否  
要避難者の人数と、その中で特別な配慮が必要な者がいる場合はその状況
- ③ 必要としている支援（人的、物的）
- ④ 応急対策等実施状況
- ⑤ 施設の運営状況

- ・社会福祉施設等の入所者への対策に関すること

施設の被害状況等に基づき、施設入所者の安全を確保するとともに、福祉サービスが継続して受けられるよう、施設間の受入調整等の対策を講じる。各担当課は、取りまとめた被害状況等に基づき、以下の対策を行う。また、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の運用等に係る情報など、国や県等が発する各種情報を収集し、必要に応じ各施設、関係団体及び市町村へ周知する。

- ① 避難が必要な施設がある場合は、避難者受入可能な施設の把握、避難者の受入調整・割り振り、避難者の搬送指示（搬送自体は各施設で対応）を行う。
- ② 医療機関への搬送が必要な人が、急病人が発生した場合、施設で搬送可能な医療機関が見つけられない場合には、搬送可能な医療機関の情報提供を行う。
- ③ 人的支援が必要な施設がある場合は、支援できる施設とのマッチングを行う。
- ④ 物的支援が必要な施設については、災害対策本部事務局物資支援班に連絡する。

## 【対応状況（台風15号関係）】

- ・ 9月9日（月）から各施設の被害状況や必要な支援物資等について、電話やFAX等で確認を行い、電話が通じない施設については直接訪問して確認を行った。
- ・ 9月9日（月）13:30、部長室・関係課長をメンバーとした健康福祉部会議（臨時会議）を開催した。社会福祉施設所管課においても、事務次長を中心に、被害・対応状況等の確認・情報共有を図るとともに、今後の支援策や職員体制等について協議を行った（以降随時、健康福祉部会議を開催）。
- ・ 以降随時、社会福祉施設から、自家発電用燃料や生活用水、電源車等の需要を聴き取り、国等に支援を要請した。
- ・ 9月12日（木）連絡のつかない施設との通信手段を確保するため、総務省・各通信業者と協議し、衛星電話等を手配し、要請を待たずにプッシュ型で各施設に配付した。

	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14
	月	火	水	木	金	土
気象・東電発表	5:00 台風15号千葉県上陸 14:30 停電復旧見込み「千葉県南部は本日中の全面復旧は困難な見通し」	17:00 停電復旧見込み「今夜中に12万軒まで縮小」	18:30 停電復旧見込み「千葉市エリアは12日、残るエリアは13日以降」		18:00 停電復旧見込み「地域別に、3日以内、1週間以内、2週間以内」	
本部ほか		9:00 災害対策本部設置 9:15 本部会議①	17:30 本部会議②		16:45 本部会議③	
健康福祉部会議等	8:59 被害状況確認指示 13:30 部内会議 ・被災状況の情報共有、対策を指示 18:00 施設の状況把握1回目	10:30 部内会議 ・要支援者安否確認を指示 14:00 施設の状況把握2回目	8:45 部内会議 ・社会福祉施設における状況確認や、熱中症対策を指示 ・在宅避難行動要支援者への緊急安否確認依頼を市町村に通知	8:45 部内会議 ・保健活動の充実や、社会福祉施設支援を指示 9:30 職員による連絡不能施設訪問調査 ・災害ボランティアセンター設置を通知	8:45 部内会議 ・君津・安房健康福祉センターへの応援体制を指示 ・連休中の体制確保を指示	・在宅要支援者等の安否確認のための職員派遣を開始
情報収集・支援	各施設に被災状況及び支援ニーズを確認(電話・直接訪問等)	発電用燃料、飲料水等の支援を要請	電源車を要請	・停電中の施設に対し、衛星電話等を配付 ・13:00 社会関係団体との打ち合わせ		
→ 随時、情報収集及び支援の実施						

【参考：社会福祉施設等の被災状況等（令和元年9月11日13時時点）】

	施設数	停電	断水	確認中※
児童関係施設	67	16	4	0
高齢者関係施設	561	87	77	93
障害者関係施設	78	27	14	13
救護施設	3	1	3	0
合計	709	131	98	106

第2回千葉県災害対策本部会議資料（9/11）より

- ・ 停電・断水施設：自家発電機の燃料、水につき、防災危機管理部を通じて優先的な供給を依頼。
- ・ 確認中の施設：電話連絡が難しいため、市町村、健康福祉センターと連携しながら、直接状況を確認。  
※9月12日時点では、確認中の施設なし
- ・ 施設数：政令市・中核市所管分を除く。

- 以下のとおり、被災直後から各施設の被災状況や必要な支援物資の確認を行い、関係機関に対して必要な支援要請を実施した。
- しかしながら、連絡不能となった施設も多く、全施設への安否確認や要望聴取には時間を要しており、今後、長期間の停電やそれに伴う通信途絶等を想定したマニュアル等の見直しが必要である。

### 【検証項目】

ア 社会福祉施設等の被害状況等を把握し、支援を行うことができたか。

### 【評価・分析】

ア 地域防災計画やマニュアルでは、長期間の停電やそれに伴う通信途絶等時における被害情報の収集、支援・救護を行う手順等が明確になっていない。

停電の長期化に伴い、施設の通信障害が長引く事態が発生したため、職員の現地派遣等を実施したものの、全施設への安否確認や要望聴取に数日を要することとなった。

停電の長期化に伴う情報途絶に対し、プッシュ型で衛星電話等を配付して対応した。

また、介護・医療的ケアを必要とする社会福祉施設等の被災状況把握や、連絡不能な施設の現地確認、水・物資等の要請への対応が重要となり、地域防災計画やマニュアルには規定されていない部分にも対応した。

所管施設数の多さ（例：特別養護老人ホーム等の高齢者施設で数百施設）や支援ニーズの多様さにも関わらず、災害発生時に被災施設から安否情報や支援ニーズ等を一元的かつ効率的に収集・共有するシステムや体制が整備されていない。このため職員が繰り返し電話で連絡を取って安否確認や要望聴取を実施したが、こうした確認を国、県、市町村がそれぞれに行ったため、被災した施設に負担をかけた面もあった。

一般の避難所については、開設状況が市町村から県の災害対策本部に報告される仕組みとなっているが、福祉避難所についてはそうした仕組みがない。

## 【解決の方向性】

- 長期間の停電やそれに伴う通信途絶の可能性等も踏まえ、社会福祉施設に対する安否確認の方法や範囲、想定される支援ニーズや要請への対応計画、通信事業者等との連携等について整理・検討を行い、マニュアル等の充実を図る。また、被災地の状況確認をスムーズに行うことができるよう、職員等による現地確認体制の構築や、複数の連絡手段の確保などが必要である。
- 国に対し、介護・福祉施設についても、EMIS（広域災害救急医療情報システム）のようなシステムを整備するよう要望する。
- 市町村から災害対策本部に報告する項目として、福祉避難所の開設状況を追加するなど、県が迅速に把握して支援に繋げることができる方法を検討する必要がある。
- 一部の社会福祉施設においては、自主的に地域の高齢者の安否確認を実施した例もあった。社会福祉施設は福祉避難所として指定されている場合もあり、自家発電設備の整備などを進めるとともに、地域の福祉的防災拠点として位置付けるなど地域における福祉的防災機能の強化を図る必要がある。

## 【台風19号、21号に伴う大雨関係への対応状況】

- 台風15号における災害対応を踏まえ、台風19号への対応に当たっては、事前にタイムラインを作成し、各課の体制・初動オペレーションを確認するとともに、電源車等の要請方法等の確認、社会福祉施設への注意喚起を行った。
- また、台風21号に伴う大雨対応においても、連絡体制や物資要請ルート等が明確になっていたことから、被災施設に対して必要な支援を円滑に繋ぐことができた。一方で、浸水被害や土砂災害に見舞われた施設があったことから、社会福祉施設に対して避難確保計画作成を働きかけるなど、施設の防災力向上を図る必要がある。

	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16
	火	水	木	金	土	日	月・祝	火	水
台風	14:51 消防庁警戒 情報				6:41 大雨 暴風警報				
配備 体制	16:00 防災 対策推進会 議	13:30 本部会議⑦		13:30 本部会議⑧ 県職員を全 市町村派遣	10:00 本部会議⑨ 19:30 本部会議⑩	11:30 本部会議⑪ 17:00 本部会議⑫	13:00 本部会議⑬		
	災害対策本部（第1配備） ～10/11(13:25)			災害対策本部（第2配備） 10/11(13:25)～10/15(16:30)				（第1配備） 10/15(16:30)	
健康 福祉 部会 議等	8:00 部内会議 ・災害対応 マニュアル作成 を指示  16:45 部内会議 ・防災対策 推進会議 情報共有	マニュアル の再周知	10:00 部内会議 ・初動パレ ーションを確認  16:00 部出先機 関長会議 ・体制確認 ・現地情報 法連絡員指 定→衛星電 話配付	16:00 部内会議 ・体制確認	15:00 部内会議 ・被災情報 共有 ・浸水想定 域施設の 洗い出し を指示	8:30 部内会議 ・保健師活 動計画の 早期作成 を指示  15:00 部内会議 ・避難長期 化への対 応を指示	15:00 部内会議 ・避難所情 報の共有 ・社会福祉 施設への電 源車再要請 を指示	8:45 部内会議 ・避難所情 報の共有 ・社会福祉 施設への電 源車再要 請を指示	8:45 部内会議 ・被災者支 援を再指 示
情報 収集 ・ 支援	配備体制の 確認  社会福祉施 設に対し備 蓄等の用意 を注意喚起	タイムラインの作 成  社会福祉施 設への電源 車等の要請 方法等を確認	各施設所管 課における 調査項目等 を整理・統 一  施設に対 し、被害報 告を依頼	三連休の体 制・備蓄等 を確認  施設に備蓄 や設備点検 を依頼	社会福祉施 設の被災状 況の集計  電源車を災 害対策本部 に要請	要請電源車 の配備状況 等を確認  利根川浸水 域にある社 会福祉施設 の把握、水 位上昇の注 意喚起	停電・断水 施設に状況 を再確認		
	随時、情報収集及び支援の実施								

【参考】

○各社会福祉施設の被災状況等（令和元年10月13日現在、第12回千葉県災害対策本部会議資料（10/13）より）

- ・人的被害：死者・行方不明者・負傷者 0人
- ・建物被害：サービス提供の継続に支障がある施設 0施設
- ・ライフラインの状況：停電 43施設、断水 15施設

	施設数	停電	断水	確認中
児童関係施設	67	5	1	0
高齢者関係施設	561	25	8	0
障害者関係施設	78	13	6	0
救護施設	3	0	0	0
合計	709	43	15	0

	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
	木	金	土	日	月
台風	17:00 気象庁：25日夜にかけて大雨。関東地方の多いところで総雨量200～300ミリ	8:20 大雨警報・洪水警報  10:30 加茂川氾濫危険情報（以降、一宮川、村田川、養老川、小櫃川等）			
配備体制	13:30 配備体制確保を周知  17:57 気象情報の提供（関東地方の降雨見通しが前報より悪化）	14:00 本部会議⑮	9:00 本部会議⑯	9:00 本部会議⑰	
災害対策本部（第1配備） ～10/25(17:00)		災害対策本部（第2配備） 10/25(17:00)～10/30(17:00)			
健康福祉部会議等	13:54 部内に配備体制の確保を周知  18:06 部内に気象情報を周知	11:40 部内に所管施設の河川氾濫・土砂崩れへの警戒を依頼  14:30 部内会議 ・避難指示区域等の施設対応を指示  各市町村に対し、一人暮らし高齢者・障害者等の要配慮者について、必要なサービスに繋げるよう通知。	10:45 部内会議 ・茂原・長柄の施設支援を指示 ・浸水等に伴う感染症対策を指示	10:00 部内会議 ・印旛沼水位上昇への警戒を指示 ・被災施設の支援ニーズ把握や、被災者の健康被害対応を指示	
情報収集・支援	配備体制の確認	各施設所管課において、施設の被災状況やニーズ等を確認	浸水等によりサービス提供に支障を来すおそれのある施設に、職員が訪問し状況やニーズ等を確認		
随時、情報収集及び支援の実施					

**【参考】**

- 各社会福祉施設の状況等（令和元年10月26日現在、第16回千葉県災害対策本部会議資料（10/26）より）
- ・人的被害：死者・行方不明者・負傷者 0人
  - ・建物被害：24施設のうち床上浸水8施設  
（特別養護老人ホーム6、軽費老人ホーム1、介護老人保健施設1）
  - ・ライフラインの状況：停電1施設、断水1施設